

中国決済市場の発展動向について ～モバイル決済に注目

中国トランザクションバンキング部
中国調査室

メインピックス..... 2

中国決済市場の発展動向について～モバイル決済に注目 2

- 中国の決済業界にはオンライン決済、モバイル決済、アクワイアリングなどの関連業種がある。決済事業に関する産業チェーンには中国銀聯と中国人民銀行決済システムからなる決済・清算体系、商業銀行、オンラインとオフラインの第三者決済機関、通信キャリアおよびソフト・ハードウェアのサプライヤーなどが含まれる。
- 支付宝に代表されるインターネット決済の発展は銀聯を中心とする決済モデルに影響を与え、オンライン決済企業のO2O業務拡大も銀聯のオフライン決済市場に影響を与えている。また、モバイル決済は近年急成長しており、このうち、インターネット企業が主導するQRコード決済および銀聯が主導するNFC決済の競合は今後の発展方向として注目を集めている。

君合の中国法コラム..... 10

外商投資不動産案件の届出公示手続きの廃止..... 10

- 2015年11月6日、商務部と外貨管理局は共同で『外商投資不動産の届出業務の更なる改善に関する通達』(以下、「2015年895号文」という)を公布し、2007年5月より実施してきた外商投資不動産案件の届出公示手続きを明確に廃止し、不動産市場における外商投資規制の緩和を進めた。
- 本稿では、届出による不動産市場における外商投資規制の背景、2015年895号文の要旨、君合律師事務所のアドバイスについて解説する。

BTMUの中国調査レポート(2015年11～12月)..... 12

メントピックス

中国決済市場の発展動向について～モバイル決済に注目

2002年、中国銀聯の設立に伴い、中国の決済業界は電子化の発展段階に入った。2004年、「支付宝」(アリペイ)の誕生に伴い、第三者決済業界は盛んな発展段階を迎えた。オンライン決済、モバイル決済、アクワイアリング¹などの多様な決済ルートが使われている。中国の決済事業に関する産業チェーンには、中国銀聯と中国人民銀行決済システムからなる決済・清算体系、商業銀行、オンラインとオフラインの第三者決済機関、通信キャリアおよびソフト・ハードウェアのサプライヤーなどが含まれる。

革新は決済業界の革命をもたらす。支付宝に代表されるインターネット決済の発展は銀聯を中心とする決済モデルに影響を与え、オンライン決済企業のO2O業務拡大も銀聯のオフライン決済市場に影響を与えている。また、モバイル決済は近年、急成長しており、このうち、インターネット企業が主導するQRコード決済および銀聯が主導するNFC決済の競合は今後の発展方向として注目を集めている。

I. 決済業界発展の歩み

中国における決済業界の発展として、国金証券のレポートでは「金卡工程」、銀聯時代、第三者決済時代という三つの段階を経過したという見方がある。

- 1993年6月～ 国務院は電子マネーの発展を目的として、電子マネーの応用を重点とする「金卡工程」を実施し始めた。同プロジェクトはインターネットシステムを通じて、電子情報による振込みを可能とし、電子マネーの流通を実現した。同プロジェクトは、中国の金融現代化を加速させ、社会インフラの運営効率を向上させ、住民生活を利便化し、国民経済と社会の情報化プロセスを促進した。
- 2002年3月～ 国内銀行カード協同組織である中国銀聯股份有限公司(以下、「銀聯」、ユニオンペイともいう)が上海で設立され、全国で統一された銀行カードの銀行間情報交換網を構築し、統一された業務規範と技術的な規格を制定し、銀行カードの銀行間相互利用および業務の共同的発展を基本的に実現した。
- 2004年～ アリペイなどの第三者決済機関の出現によって、銀聯の市場シェアが奪われつつあり、中国の電子決済市場は急速な発展軌道に乗り、決済機関が相次いで現れた。

決済業界リスクを防止するため、2010年6月、中国人民銀行は「非金融機関決済サービス管理弁法」を公布し、中国人民銀行の許可を取得していない非金融機関と個人は決済業務に従事してはならないと規定した。第三者決済を含むノンバンクは2010年9月1日までに許可証を取得しなければ、決済業務への従事を禁止するとし、ノンバンクによる決済サービス従事の規範化が狙いであった。

2015年8月、人民銀行は「非銀行決済機関ネット決済業務管理弁法(意見聴取稿)」を公布し、パブリックコメントを募集した。ここでは決済口座を分類し、限度額管理を行い、ネット決済機関は金融業務に従事する機関向けに決済口座を開設してはならないと規定している。これは、インターネット決済業務に対する監督管理を強化し、規範化した規定である(図表1)。

人民銀行が発表した「2014年決済体系運行総体状況」によると、電子決済業務の市場規模は前年同期比30.65%増の1,404兆6,500億元となった。また、コンサルティング会社・艾瑞諮詢(iResearch)の統計によると、2014年の電子決済の取引額は1,351兆元となり、うち、ネットバンキングの取引額は1,304兆4,000億元と割

¹ 契約銀行が加盟店に提供する資金決済サービスをアクワイアリング(Acquiring)という。このシステムでは、カード所有者が銀行と契約した店舗で消費を行い、銀行が消費された金額から手数料を差し引いた後、店舗に決済する。

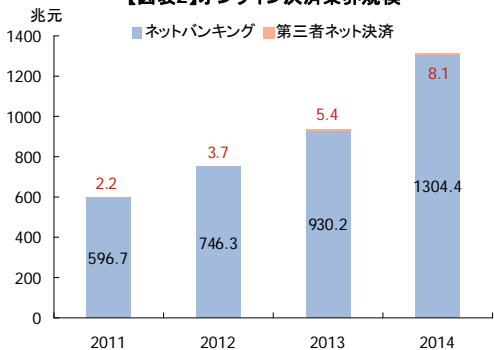
合が最も高く、第三者モバイル決済の取引額はシェアが小さいものの、前年比391.3%増と伸び率が最も高かった(図表2、3、4)。

【図表1】電子決済業界の発展プロセスと監督管理政策

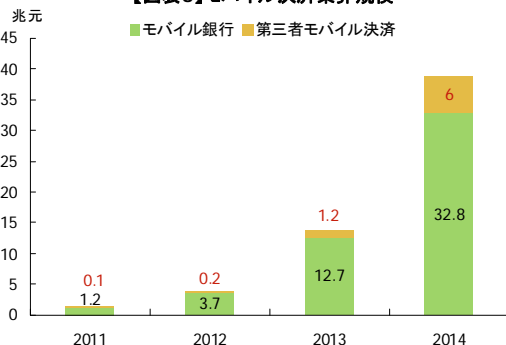
時期	出来事	備考
1993年6月	国务院が「金卡工程」をスタート	金融情報化の加速
1998年3月	中国初のネットバンキングが生まれる	中国銀行、招商銀行が代表例
1999年3月	中国初の第三者決済機関が誕生	首信易支付、上海環迅支付が代表例
1999年	中国初のモバイルバンキングが生まれる	中国銀行、工商银行、招商銀行、光大銀行が代表例
2001年6月	人民銀行が「ネットバンキング業務管理暫定弁法」を公布	ネットバンキングの業務管理強化、経営リスクの低下、銀行顧客の合法的権益の保護に有利。一方、原則的規定が多く、量的基準が欠け、実行性が低いため、2007年1月5日に廃止された
2002年3月	銀行カード連合組織、中国銀聯が設立	全国で統一された銀行カードの銀行間情報交換網の構築、統一された業務規範と技術的規格の制定、銀行カードの銀行間相互利用および業務の共同的発展を基本的に実現
2004年12月	支付宝が誕生	電子商取引における決済問題解決のために誕生し、現在国内で先頭に立つ第三者決済プラットフォーム、アクティブユーザーは2.7億人超
2005年11月	銀监会が「電子銀行業務管理弁法」を公布	電子銀行業務における申請と変更、リスク管理、データ交換と移転管理、外部委託管理、越境業務管理、監督管理と法律責任の明確化
2006年1月	銀监会が「電子銀行安全評価指針」を公布	電子銀行業務の健全かつ秩序ある発展の規範化
2010年	モバイル銀行アプリが爆発的に普及する段階へ	各中資系銀行が次々とモバイル銀行のアプリを発行
2010年6月	人民銀行が「非金融機関決済サービス管理弁法」を公布	中国人民銀行の許可を取得していない非金融機関と個人は決済業務に従事してはならないと規定。公平な競争下におけるノンバンクの秩序ある発展の促進に有効となる。
2011年5月	中国支付清算協会が設立	業界内の自律的組織で、設立以来「ネット決済業界自律公約」、「プリペイドカード業界自律公約」、「モバイル決済業界自律公約」、「決済機関ネット決済業務リスク防止指針」など一連の規範的文書を公布。支払清算業界に対する自律的管理を行い、ネット決済清算市場の競争秩序を維持し、リスクを防止
2012年1月	人民銀行が「決済機関ネット決済業務管理弁法(意見聴取稿)」を公布	ネット決済業を規範化し、発展させるため、決済にかかるリスクの防止や当事者の合法的権益の保護を図る。
2012年4月	人民銀行が「決済機関アンチマネロンとアンチテロ融資管理弁法」を公布	マネロンとテロ資金調達活動の防止、決済機関のアンチマネロンとアンチテロ資金調達に関する管理監督の強化
2012年9月	人民銀行が「決済機関プリペイドカード業務管理弁法」を公布	決済機関のプリペイドカード業務管理の規範化、決済にかかるリスクの防止
2013年6月	人民銀行が「決済機関顧客備付金保管暫定弁法」を公布	資金安全ラインの構築、消費者権益の保護、決済機関の顧客備付金管理の規範化、当事者の合法的権益の保護、決済業界の健全な発展の促進
2015年4月	国务院が「銀行カード清算機関参入管理の実施に関する決定」を公布	中国の銀行カード清算市場の開放、中国決済市場改革と革新転換の加速
2015年7月	人民銀行が「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」を公布	金融革新の奨励、インターネット金融の健全な発展の促進、監督管理責任の明確化、市場秩序の規範化
2015年8月	人民銀行が「非銀行決済機関ネット決済業務管理弁法(意見聴取稿)」を公布、パブリックコメントを募集	決済口座を分類、限度額管理を行い、決済機関は金融業務に従事する機関向けに決済口座の開設を禁止。ネット決済業務は規範化された発展段階へ入る

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

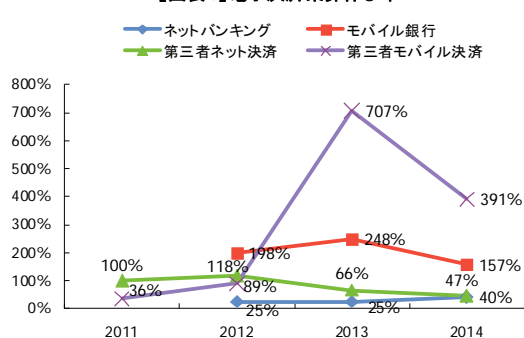
【図表2】オンライン決済業界規模



【図表3】モバイル決済業界規模



【図表4】電子決済業界伸び率



(出所) iResearchデータを基に当行中国調査室作成

II. 決済業界の構成とその産業チェーン

① 業界構成

中国の決済業界には主にオンライン決済、モバイル決済、オフラインのアクワイアリングおよびプリペイドカードなどの関連業種が含まれる。インターネットの普及による影響から決済業界に大きな変化が生じており、非現金決済市場、とりわけ電子決済市場が拡大し、同時にPC端末からモバイル端末へのシフトが加速したことで、第三者決済の業界競争は激化したが、決済効率と利便性を向上させた。

➤ オンライン決済

オンライン決済とは、デスクトップやポータブルコンピューターなどの機器を通じて、インターネットを通じて決済命令を出し、ユーザーと店舗、店舗と店舗の間の資金移転を実現することを指す。運営主体によって、オンライン決済は銀行によるネットバンキング決済と第三者によるネット決済の2種類に分かれる。

ネットバンキングは現在、取引規模が最大の電子決済チャネルであり、運営主体は商業銀行で、オンラインとO2O場面に応用されており、法人と個人の顧客およびその他事業組織の法人顧客向けにサービスを提供する。顧客数の基礎と資金の安全性から、ネットバンキングの市場規模がオンライン決済に占める割合が最も高い。決済は商業銀行の基礎業務の一つであるが、ネットバンキングはインターネット時代に打ち出された革新的なサービスであり、顧客の使用体験を高めるほか、オフライン決済業務のコストを引き下げることができる。

第三者インターネット決済の運営主体は支付宝、財付通(騰迅傘下の第三者決済サービス、微信支払)などの第三者決済機関で、PC側におけるゲートウェイを通じた支払、認証支払などの決済ルートによって、第三者決済口座または銀行口座を通じて決済を行う方式であり、主にオンラインにおいて応用されている。

電子商取引の発展とユーザー習慣の養成につれて、第三者インターネット決済の市場規模は50%以上の伸び率で急拡大しており、現在の規模は8兆元に達している(図表5)。第三者決済機関は取引手数料や帳簿面資金の運用益で利益をあげているほか、オンライン決済は決済取引のデータを把握できることから、これをもとに、マーケティングや信用調査などの「付加価値サービス」を発展させることができる。

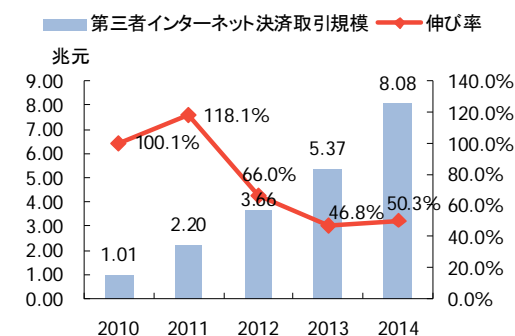
➤ モバイル決済

モバイル決済とは、ユーザーがモバイル端末(普通は携帯電話)を用いて購入消費したモノまたはサービスを決済するサービス方式である。実現方式によって、リモートペイメントと近接ペイメントに分かれ、リモートペイメントとは通信キャリアが送信した決済命令を通じて決済を行うもので、オンライン決済のモバイル端末への拡大である。個人応用、モバイル金融、O2Oなどに応用され、支付宝と余额宝、微信钱包、配車アプリなどの形式がある。他方、近接ペイメントとは電子設備と新型処理設備との相互通信で行われる決済業務であり、NFC(非接触式通信技術)、Bluetooth(ブルートゥース)、QRコード、携帯電話のカード読み取り機などの形式が含まれる。

モバイル決済も運営主体によってモバイルバンキングと第三者モバイル決済に分かれる。

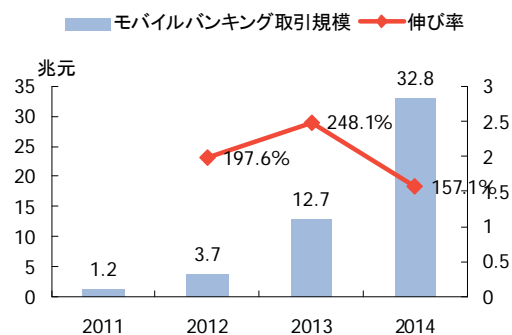
モバイルバンキングとは携帯電話を決済端末とする銀行決済サービスであり、リモートペイメントを主なルートとして、一部のモバイルバンキングにQRコード決済、NFC決済などの近接ペイメントを備える。現在モバイル

【図表5】第三者インターネット決済市場規模と伸び率



(出所) iResearchデータを基に当行中国調査室作成

【図表6】モバイルバンキング市場規模



(出所) iResearchデータを基に当行中国調査室作成

バンキングの普及率と利用率はネットバンキングを下回るが、今後、モバイルバンキングの取引規模に大きな成長余地があると見込まれる(図表6)。

第三者モバイル決済の運営主体は第三者決済機関、決済ルートにリモートペイメントとQRコード、NFCなどの近接ペイメントが含まれる。第三者モバイル決済の収益パターンはオンライン決済と似ているが、市場は未だ発展初期にあり、今後の発展規模は移動端末の普及、消費習慣の育成、技術基準の統一およびそれぞれの利益競争によるものである。現在、インターネット大手の支付宝や微信支付(テンセントが提供するチャットアプリ)によるQRコード決済方式は先んじて優位性を占めている(図表7)。

▶ アクワイアリング

オフラインのアクワイアリングの運営主体は商業銀行と第三者決済機関が含まれ、企業店舗で配置されたPOSレジ端末を通じて銀行カード、プリペイドカードと第三者決済口座資金を取扱う業務である。取引額に従い手数料を徴収することで収益をあげ、カード発行銀行、アクワイアラ機関、清算組織の間は7:2:1の比率で手数料が異なる。商業銀行を除く第三者アクワイアラ機関のうち、銀聯傘下の銀聯商務の市場シェアが最大である。アクワイアラ機関が多いことから、競争が激しく、市場が混乱しているほか、銀聯が清算組織であると同時に、アクワイアラ機関として参入することも非難されている(第III部分で詳しく説明する)(図表8)。

O2Oとモバイル決済の発展に伴い、第三者決済機関はオフラインのアクワイアリング市場に参入し始めた。支付宝や微信支付などの第三者決済機関は実店舗のPOSレジ端末をNFC決済やQRコード決済ができるように改造するほか、O2Oでマーケティングや会員管理などの付加価値サービスを実現するようになった。

② 産業チェーン

決済業界のしくみをみると、銀監会、人民銀行と中国支払清算協会は監督管理機関であり、銀聯が唯一の清算組織として重要な位置に立つ。商業銀行、第三者決済機関、通信キャリアは決済体系の主な参与主体、決済ソフト・ハードウェアのサプライヤーは決済業界のインフラ建設者、小売店と利用者はサービス対象である(図表9)。

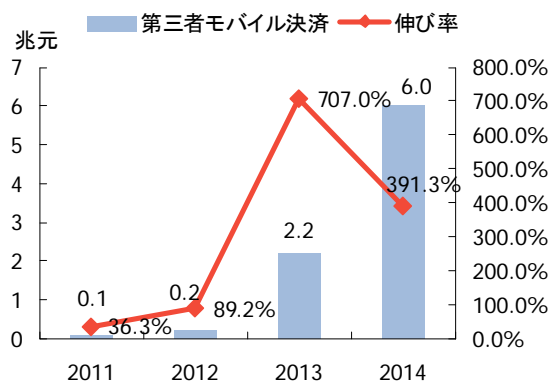
産業チェーンからみれば、決済業界にはインフラ、決済チャネル、付加価値サービスという三つのセクターから構成されると分析するケースがある。

インフラには決済システム、決済端末ハードウェア製造、カードとスマートフォンという決済搭載物、決済安全などが含まれており、こうしたインフラは決済業務の安全運行を確保する不可欠のものであり、業界がオンラインのインターネット決済から、オフラインのモバイル決済へのシフトを促進する原動力と基礎条件である。

決済チャネルとは、支付宝や財付通といった決済ライセンスを持ち、支払・取引・決済を提供する機関で、決済業界の運営主体であり、技術やビジネスモデルの革新を通して決済プロセスの最適化に注力する。

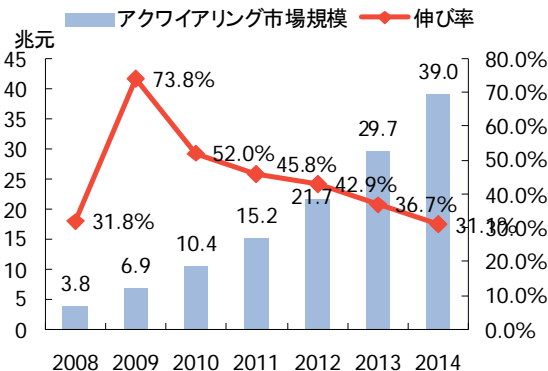
付加価値サービスとは、「余額宝」、「理財通」といった決済のうえに小売店向けにマーケティングネットワークや顧客管理、小口貸出、消費者金融など、既存支払データをもとに指向的マーケティングや信用調査サービスを提供することである。

【図表7】第三者モバイル決済市場規模

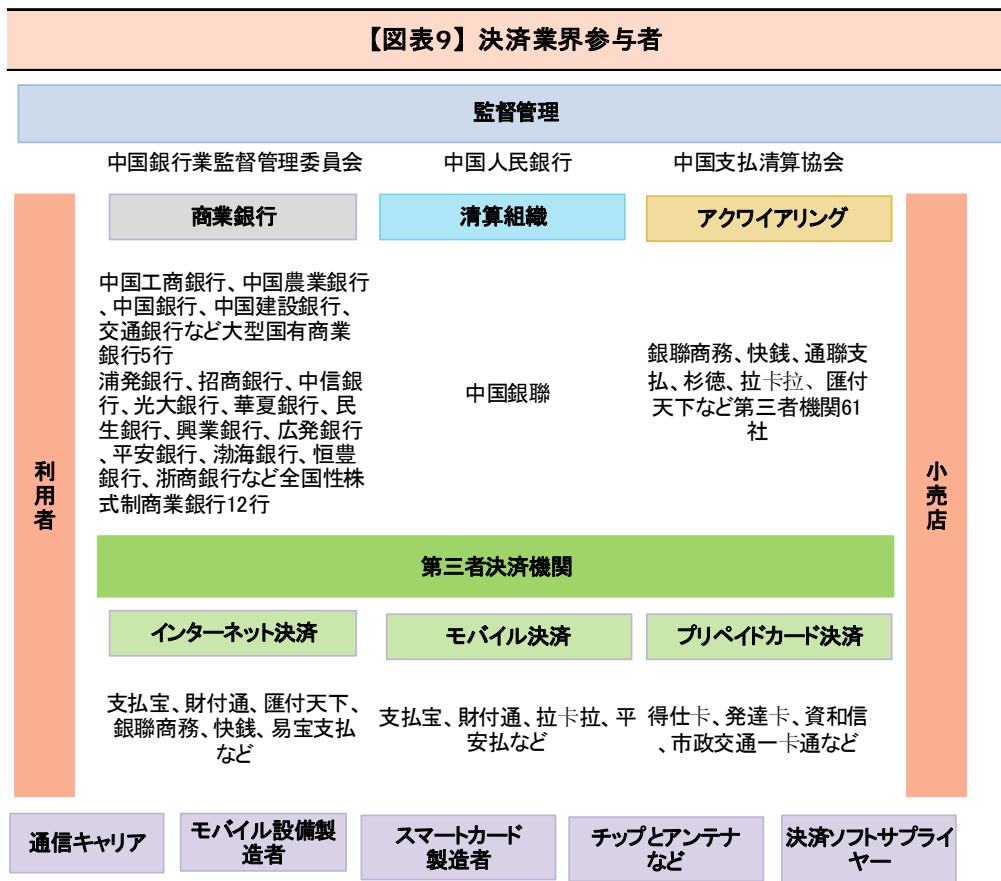


(出所) iResearchデータを基に当行中国調査室作成

【図表8】アクワイアリング業務市場規模



(出所) iResearchデータを基に当行中国調査室作成



(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

Ⅲ. 決済市場における新たな発展動向

▶ 第三者決済による銀聯へのインパクト

電子商取引が現れる前、伝統的決済モデルは清算機関を中心に、カード所有者、小売店、カード発行機関およびアクワイアラ機関という4者で構成されていた。カード所有者が小売店で消費し、カード発行機関とアクワイアラ機関の間の資金清算は銀聯、VISA、MasterCardなどの組織を通じて行われてきた。

インターネットの発展と電子商取引の出現に伴い、オンラインの決済需要が生じた。商業銀行はネットバンキング機能を開発したものの、資金サービス業務に注力してきた銀行は市場発展に対する敏感度に欠けるほか、オンライン決済は大体、小口で大量の業務で、手間がかかり、コストの投入が多い一方、利益は小さい。顧客も若者が多数で、大口預金の顧客と比較すると、商業銀行からは十分に注目されていなかった部分があったと思われる。

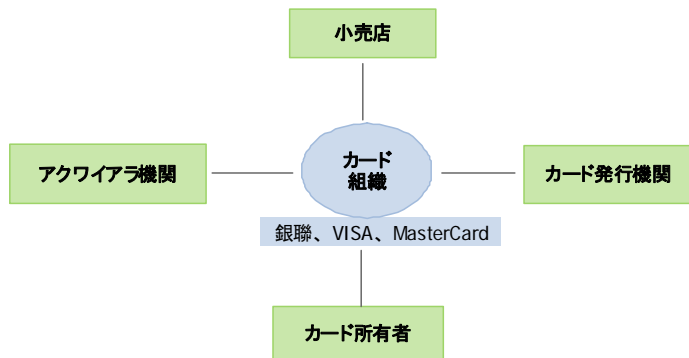
オンライン決済市場の需要と供給の不備の中、支付宝などの第三者決済組織が時運に応じて現れ、伝統的決済体系の有効な補完となった。第三者決済機関は複数の銀行で口座を開設することにより、自身の口座体系で銀聯などの清算機関を経由せず、消費者から小売店への資金清算と決済を行い、新たな3者決済体系を構築してきた(図表10、11)。

オンライン決済市場において、第三者決済が電子商取引の急速な発展に伴い規模の急拡大を実現し、人民銀行が2011年に第三者決済ライセンスを発行して以来、2014年12月31日現在269社まで拡大し、うち53社は銀行カードのアクワイアリング資格を持つ。第三者決済機関の活躍は銀聯商務と金融機関により独占されてきたアクワイアリング業務を打破し、金融機関を十分に活用しきれなかった小規模販売店利用者を拡大させた(図表12)。

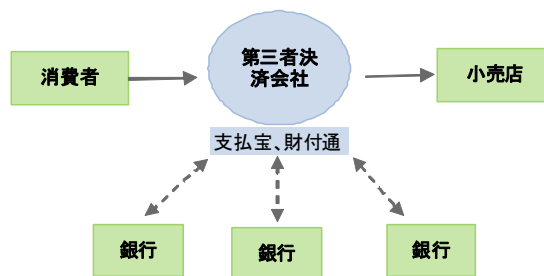
一方、オフライン決済市場において、中国銀聯はアクワイアリング市場に十数年間取り組んでおり、POSレジ市場で絶対的独占地位を占めている。現在、中国銀聯のオフライン決済での収益モデルは以下の2種類に

分かれる。第一に、清算機関として銀行間取引手数料の10%(カード発行銀行:アクワイアラ機関:清算組織=7:2:1)を取ることで、中国銀聯は現在唯一の清算機関である。第二に、持株子会社である銀聯商務を通じてアクワイアリングを展開し、取引手数料の20%を取る。2014年12月末時点、銀聯商務が全国すべての省級行政区(台湾を除く)で拠点を設立し、337の地級市以上の都市をカバーし、特約店舗386.65万店、POSレジ469.67万台、ATM2.52万台、自動サービス端末22.13万台を有しており、国内最大の銀行カードのアクワイアラ機関である。

【図表10】伝統的な4者決済体系

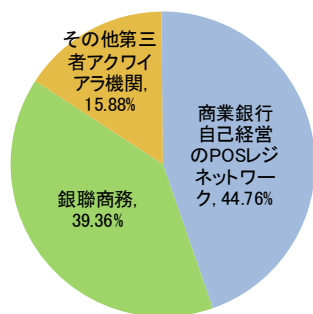


【図表11】インターネット決済の3者決済体系



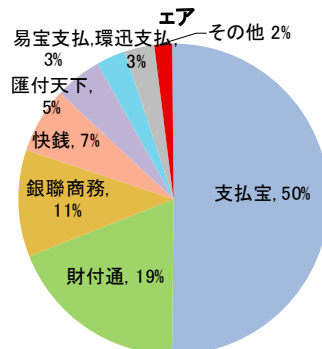
(出所)国金証券レポートを基に当行中国調査室作成

【図表12】2014年オフライン決済市場シェア



(出所)IResearchデータを基に当行中国調査室作成

【図表13】2014年オンライン決済市場シェア



2013年7月、人民銀行は「銀行カード収単(アクワイアリング)業務管理弁法」を公布し、オフラインのアクワイアリング業務において、第三者決済機関は中国銀聯を経由せず、直接に銀行と接続することを規定し、第三者決済機関のオフラインの銀行カード清算市場への参入を緩和した。2014年初から、支付宝と財付通は一連の補助金政策により、団体購入、配車、紅包(お年玉)、デリバリー、コンビニなどオフライン決済の様々な消費場面に進出してきた。

インターネット口座のO2Oでの利用に伴い、第三者決済機関はオンライン消費者を実店舗に導き、補助金優遇を提供し、小売店と消費者に第三者決済アプリを利用して決済取引を行わせたことは、銀聯のオフラインにおけるアクワイアリング市場に大きな影響を与えた。第三者決済企業が主導する3者決済モデルは銀聯を経由しないため、銀聯の清算地位を脅かした。他方、第三者決済企業はアクワイアラ機関として、銀聯商務のオフラインのアクワイアリング業務にも影響を与えた。

比達諮詢(Big Data-Research)の統計によると、第三者インターネット決済市場シェアのうち、支付宝がトップの74.31%、財付通が13.18%と2位に続き、両者合計で87.49%のシェアを占めており、アリババとテンセントの巨大なユーザー基盤と多様な応用場面が下支え要因となっている。一方、銀聯商務は着手が遅れ、具体的な場面での優位性に欠けることから、11.4%のみのシェアを占める(図表13)。

➤ 清算ライセンスの緩和に伴う銀聯へのインパクト

中国国内の銀行間決済業務は銀聯チャネルを通さなければならず、1件当たりの手数料はカード発行銀行が70%、POSレジを提供する銀行または他のアクワイアラ機関(銀聯子会社の銀聯商務を含む)が20%、銀

聯が10%と規定される。清算ライセンスの独占性により銀聯は国内清算市場を独占しており、マスター、VISAといった国際カード組織は銀聯と共同で「双幣カード」(外貨で物を買って人民元で決済できるクレジットカード)の発行により、中国人の域外消費市場の一部を享受するしかない。

一方、中国のWTO加盟、経済市場化の発展および支付宝など第三者決済機関のオンライン清算業務に対する監督管理に伴い、清算ライセンスがしだいに緩和されてきた。2014年10月、国務院常務会議で銀行カード清算市場を緩和し、条件を満たす内資・外資企業はいずれも中国域内で銀行カード清算機関の設立を申請できることを決定した。2015年4月、国務院は「銀行カード清算機関の参入管理の実施に関する決定」を公布し、2015年6月1日より、要求を満たす機関は銀行カード清算業務許可証を申請でき、中国域内で銀行カード清算に従事できるようになった。中国銀聯が12年間独占してきた清算市場独占時代の終了を示唆している。

現在の銀聯の収入構成は、①国内POSレジ取引の接続収入、すなわち手数料収入、②国内ATM収入、③国際業務収入と新型業務収入が挙げられる。うち、POSレジ取引の接続収入が銀聯営業収入の60%-70%を占める。中国の清算ライセンスの緩和により、他の清算組織からの影響が予想される。

支払ライセンスと異なり、清算体系の重複建設の回避を考慮すれば、清算ライセンスを取得する機関はそれほど多くなく、VISA、MasterCardといった外資清算組織のほか、オンライン決済大手の支付宝、オフライン決済の「小銀聯」と呼ばれる「通聯支払²⁾」の可能性が大きいと予測される。

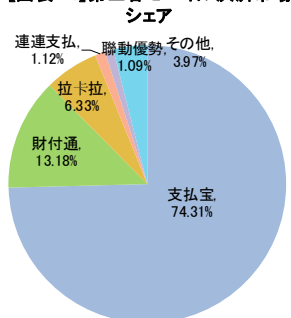
➤ O2Oのモバイル近接ペイメントの発展潜在力が大きい

モバイル決済は端末のインターフェースとして、O2Oモデルの中に重要な作用を発揮する。それをコントロールできれば、ユーザーの財布、さらにユーザーの消費方向を主導することになる。現在、支付宝、微信钱包に代表される第三者決済機関はモバイル決済の主流的地位を占め、支付宝1社がモバイル決済市場の約8割のシェアを占めており、両社はモバイル決済をスーパー、ガソリンスタンドなど多くの領域に拡大した(図表14)。スマートフォンの大規模な普及、数多くの店舗との接続、ユーザー利用率の向上により、モバイル決済の取引規模はここ数年爆発的な成長を遂げた。

艾瑞諮詢の統計によると、2013年の中国の第三者モバイル決済市場規模は1兆2,197.4億元、2014年は前年比391.29%増の5兆9,924.7億元、2015年上半期は前半期比24.8%増の4兆261.1億元となった。2015年下半期は上半期比28.6%増の5兆1,763.8億元となる見込みである(図表15)。

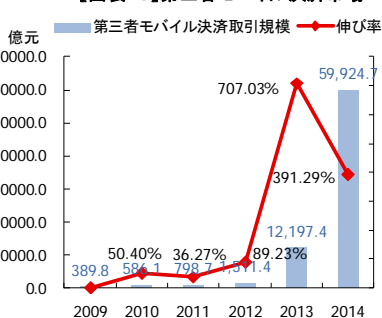
モバイル決済市場のうち、リモートペイメントが主として、2013年の割合は93.1%となり、近接ペイメントの割合は0.8%と発展余地が大きい(図表16)。近接ペイメントのうち、QRコード決済とNFC決済が最も広く活用されている技術である。QRコード決済の産業チェーンに消費者、銀行または第三者決済、端末設備業者(QRコードスキャナー、POSレジなど)および小売店が含まれる。産業チェーンが短く、それぞれの利益を調和しやすいほか、インターネット大手の資金と顧客優勢を持つため、QRコード決済の普及は速い。モバイルインターネット時代にO2Oがトレンドとなり、QRコードはリアル世界とデータ世界をつなぐ低コストの架け橋として、

【図表14】第三者モバイル決済市場シェア

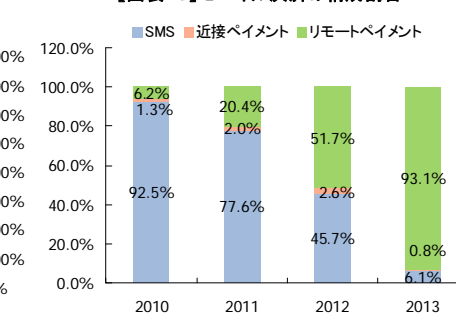


(出所) Big Data-Researchデータを基に当行中国調査室作成

【図表15】第三者モバイル決済市場

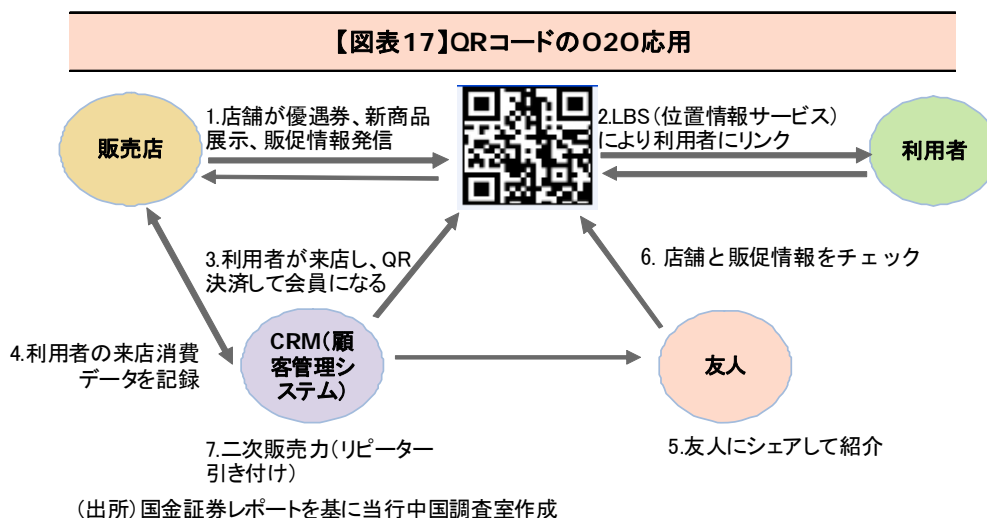


【図表16】モバイル決済の構成割合



(出所) iResearchデータを基に当行中国調査室作成

決済口座システムを搭載し、顧客情報管理(CRM)機能を追加することにより、インターネット大手がオンラインとオフラインの連結と循環を実現する重要なツールとなることから、インターネット大手はQRコード決済の普及に力を入れている(図表17)。



一方、QRコード決済は安全性が低く、操作が不便(モバイル端末ロックオフ、アプリにタッチ、ネットに接続)であり、政策リスクが大きい(技術的基準が未だ一本化されていない)とのデメリットが指摘される。インターネット大手はQRコードにより市場を拡大すると同時に、より安全で便利なNFC決済を試行し始めている。

NFC決済の産業チェーンには携帯電話業者、チップとアンテナ製造者、通信キャリア、銀聯、商業銀行、第三者決済、端末設備製造者、アプリ開発者などが関わっており、産業チェーンが長く、利益競合が複雑であり、再編の難易度はQRコード産業チェーンをはるかに超える。具体的なNFCのソリューションとして、GoogleがHCE、AppleがApple Payという各自の技術を開発し、普及に注力してきた。しかし、実際にはNFC対応可能なスマートフォンの普及、取扱端末の更新が遅れており、産業チェーンにおける各方面の利益競合などにより、推進拡大が遅れている。そのため、銀聯はNFC決済を推進すると同時に、QRコードによる決済システムにも注力することで、インターネット大手からの市場獲得を試みている。

チャネルからみれば、今後、決済市場の発展重点はモバイル決済であるが、O2Oモデルと結合した近接ペイメントは最も大きく注目される。最近の「双十一」商戦における各EC大手のモバイル端末の売上は大体全体の60%以上に達しており、モバイル端末のリモートペイメントは安定的な発展期に入ったといえる。他方、オフラインの近接ペイメントにおいて、スマートフォンなどのモバイル端末による決済の比率は依然低いことから、今後の重要な発展方向の一つとみられる。現在、近接ペイメントをめぐるのは、オフラインで圧倒的であった銀聯もオンラインで支配的な地位にある支付宝、財付通もQRコードによる決済、NFC決済双方に注力しており、それぞれの間で激しい競争が展開されていくと思われる。

業務モデルからみれば、手数料収益は取引規模によるものであるが、規模において銀聯、支付宝と財付通は絶対的な優位性を持つことから、その他の決済機関は新たな収益点を探り出さなければならない。具体的には、決済データをもとに生まれた中小規模小売店向け貸出や消費者金融といった付加価値サービス³および特定業界向けの決済サービスがみられ、決済サービス市場の差異化の発展が新たなトレンドになる。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国トランザクションバンキング部
中国調査室 孫元捷

² 「通聯支払」は2008年に設立、上海国際集団、上海国際信託有限公司および中国万向集団などが共同で設立した第三者金融の専門化サービス機関であり、登録資本は14.6億元、現在国内の第三者決済機関の中で登録資本が最大の企業である。通聯支払の高級管理職はすべて中国銀聯からの者である。

³ アリババのアリファイナンス、京東金融のサプライチェーン金融と「京東白条」がその代表例である。

君合の中国法コラム

外商投資不動産案件の届出公示手続きの廃止

2015年11月6日、商務部と外貨管理局は共同で『外商投資不動産の届出業務の更なる改善に関する通達』（「商資函[2015]895号」、以下、「2015年895号文」という）を公布し、2007年5月より実施してきた外商投資不動産案件の届出公示手続きを明確に廃止し、不動産市場における外商投資規制の緩和を進めた。本稿では、2015年895号文の内容について解説する。

I. 届出による不動産市場における外商投資規制の背景

不動産市場における外商投資の規制は、2006年7月11日に商務部・国家発展改革委員会・国家外貨管理局等の中央6部門が共同で『不動産市場における外資参入及び管理の規範化に関する意見』（建住房[2006]171号）を公布したことに端を発する。その後、一連の法令が相次いで公布・施行され、不動産市場における外商投資は、プロジェクト会社の設立、外貨資本金の払込と元転、外債調達等の面で厳しく規制されてきた。

2007年5月23日、商務部及び国家外貨管理局が『不動産業種における外商直接投資の審査認可及び管理の更なる強化・規範化に関する通達』（「商資函[2007]50号」、以下、「2007年50号文」という）を公布した。2007年50号文により、不動産市場における外貨資金の流入を伴う外商投資案件は全て事前に商務部で届出を行うことが必要となり、届出が受理されない限り、プロジェクト会社の外貨登記及び外貨資金の元転を行ってはならないとされた。このことは、資金密集型産業である不動産業において、外商投資における実質的なハードルの一つとなった。

2007年50号文が施行された後、商務部は2008年6月18日に『不動産業における外商投資の届出業務の改善に関する通達』（「商資函[2008]23号」、以下、「2008年23号文」という）を公布した。2008年23号文により、届出資料の審査権限は基本的には省級商務部門に委譲され、商務部は省級商務部門から転送されてきた書類審査を通った届出の受理手続きを行うこととなった。

更に、2014年6月24日、商務部は国家外貨管理局と共同で『外商投資不動産の届出業務の改善に関する通達』（「商資函[2014]340号」、以下、「2014年340号文」という）を公布し、届出受理の権限についても省級商務部門に委譲し、不動産市場における外商投資規制を緩和する姿勢を見せた。

II. 2015年895号文の要旨

① 管理業務を簡素化

地方各級商務部門は外商投資に関する法律法規及び関連規則に従って外商投資不動産企業の設立と変更を認可し、商務部外商投資総合管理情報システムに不動産案件の関係情報を入力することとする。

② 届出公示手続きを廃止

商務部のウェブサイトでの届出公示手続きを廃止する。外商投資不動産企業は、地方各級商務部門による認可を受け、商務部外商投資総合管理情報システムへの情報入力完了次第、関連する外貨管理規則に従って銀行で外商直接投資の外貨登記等の手続きを行うことができる。

③ 事後監督管理を強化

商務部は四半期毎に外商投資不動産企業に対してサンプリング審査を行い、規則違反の外商投資不動産企業及びその投資家に対して、法に則って処罰を与えると同時に「ブラックリスト」に載せ、さらに商務部のウェブサイトにて公示するものとする。

Ⅲ. 弊職らのアドバイス

① 設立と変更の所要時間を短縮可能

外商投資不動産企業書類審査及び届出受理の権限は、2008年23号文及び2014年340号文の施行によって省級商務部門に委譲された。言い換えれば、届出が必要となる外商投資不動産企業の設立と変更は、いずれも中央商務部に次ぐ機関である省級商務部門の審査を受ける必要があった。2015年895号文では、届出公示手続きの廃止に伴い、必ずしも省級商務部門の審査を受ける必要はなくなった。これにより、外商投資不動産企業の設立と変更手続き(外貨資金の元転を含む)は、その他一般的な業種と同程度までに所要時間が短縮されることとなる。

② 不動産市場における外商投資に対する残存規制に留意が必要

2015年895号文等の施行により、省級以上の商務部門による書類審査と届出公示手続き、投注差比率・外貨登記・外貨資金の元転に関する特別規制が廃止され、規制緩和が進められたとはいえ、2008年23号文等に定めた下記のような主要な制限規定は依然として残存していることに留意が必要である。

- 外商投資不動産企業は単一案件しか開発できないこと。
- 国内外の出資者間には関連関係や支配関係が無いこと。
- 国内外の出資者間で固定リターンを約束してはならないこと。

③ 外債調達制限の廃止も期待

2007年6月1日、国家外貨管理局は『商務部で届出済みの外商投資不動産案件の初回リストの配布に関する通達』(滙総発[2007]130号、以下、「2007年130号文」という)を公布し、外商投資不動産企業による外債調達を禁止し始めた。資金密集型産業である不動産業にとっては、外債調達の禁止はもう一つの実質的なハードルとなっていた。

2015年5月4日付の『登録資本金登記制度の改革に係る規範性文書の廃止と改正に関する通達』(滙総発[2015]20号)及び2015年8月19日付の『不動産市場における外資参入及び管理についての関連政策の調整に関する通達』(建房[2015]122号)の施行により、外商投資不動産企業の外債登記及び外債資金の元転に付けた条件が緩和され、外債の枠に影響を与える投注差比率も他の一般的な業種の外商投資企業と同様に設定することが可能になった。一方で、2007年130号文における外債調達不可の規定は残存している。届出公示手続きの廃止に関する規制緩和を進めたこと受け、外債調達制限の廃止も期待され得るものかと思われる。

(当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません)

執筆者 季 光明 君合律師事務所パートナー

季光明弁護士は2004年7月に君合律師事務所に入所し、主に企業M&A、不動産投資、事業者結合届出、訴訟仲裁、会社法務等を扱っています。

連絡先: 君合律師事務所上海オフィス

住所: 上海市延安中路1228号静安嘉里中心办公楼三座25階

電話: 021-5298-5488



BTMU の中国調査レポート(2015年11~12月)

■ 経済レビュー

「社会主義市場経済国」ゆえの中国リスクの過大評価

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20151214_001.pdf

経済調査室

■ BTMU 中国月報(2015年12月号)

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/115120101.pdf>

国際業務部

■ ニュースフォーカス第23号

【華南】深セン市前海協力区において自動車並行輸入の試行開始

https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20151123_001.pdf

香港支店・業務開発室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214